

神功小学校跡地活用計画・神功こども園の 民間移管に関する保護者説明会

令和7年7月24日（木）

- ・奈良市 子ども未来部 子ども政策課
総務部 財政課
- ・京阪電鉄不動産株式会社

【これまでの経緯】

- ・平成29年：幼稚園・保育園統合によるこども園設置
- ・平成31年：自治連合会よりこども園施設統合移転・公民館移転等の要望提出
- ・令和3年：跡地利用検討協議会よりこども園の早期移転や駐車場整備等の要望
- ・令和5年12月：保護者説明会実施（神功こども園の今後の方向性提示）
- ・令和6年11月：保護者全体資料配布（移転先ゾーニング・今後の方針）
- ・令和6年12月：アンケート実施・結果を自治連合会へ提出（園児の安全確保に関する要望）
※神功こども園の子どもたちがこれからも安全に安心してこども園を利用できるよう要望
園庭面積の確保・駐車台数の確保・交通渋滞の対策・敷地内道路勾配の改善等
- ・令和6年12月25日：自治連合会から市へ要望書提出
- ・令和7年1月29日：保護者説明会（要望対応の検討状況）
- ・令和7年2～3月：委託事業者選定（跡地活用プロポーザル）
- ・令和7年7月24日：保護者説明会（活用事業内容・民間移管に向けた取組説明）

旧神功小学校跡地活用に関するご説明資料

旧神功小学校跡地につきましては地域の皆様の要望等を踏まえ、公民館、こども園、住宅等を整備する予定です。このたび、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し議会の承認を得ました。

【選定事業者】

共同事業体：旧神功小学校跡地開発事業プロジェクト

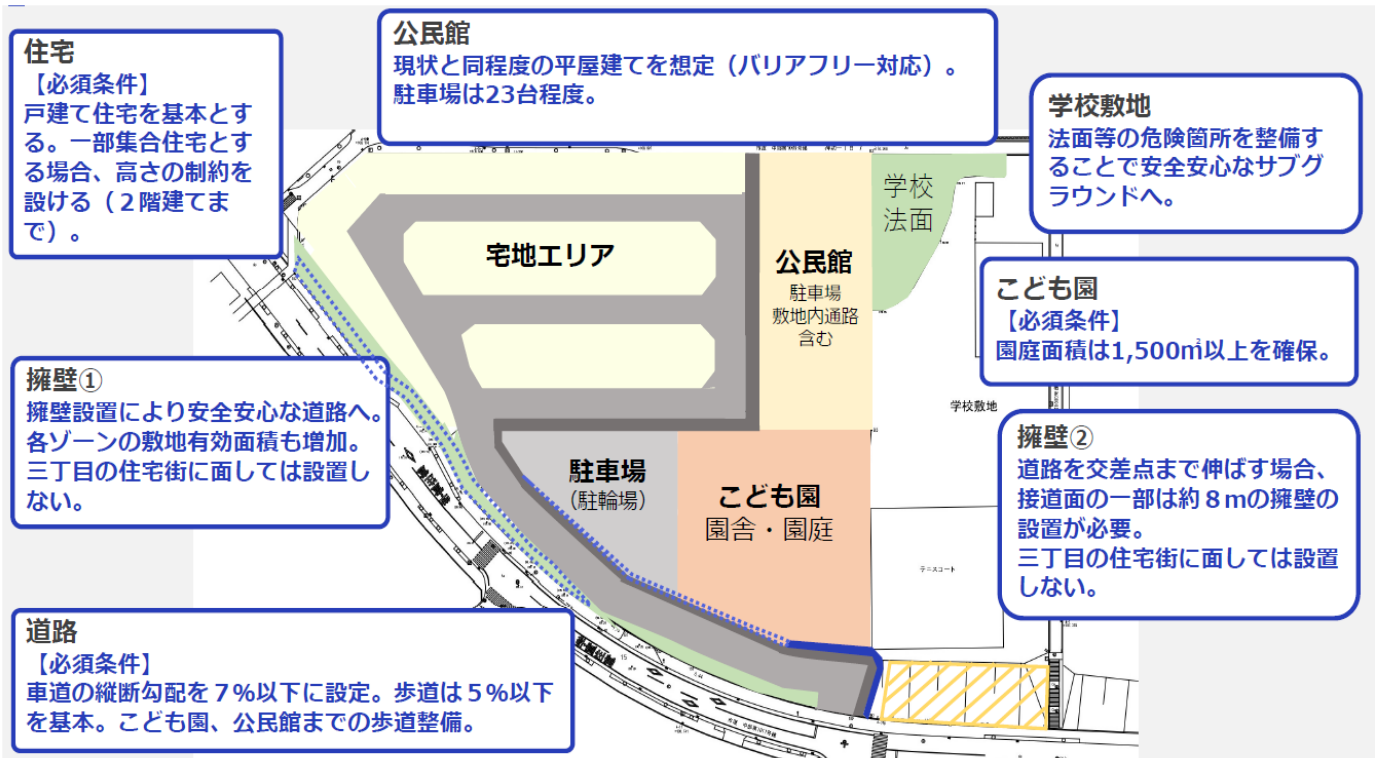
事業者：京阪電鉄不動産株式会社（代表）

住友林業株式会社

セキスイハイム近畿株式会社

パナソニックホームズ株式会社

○旧神功小学校跡地の敷地計画イメージ



※本ゾーニングをもとに開発協議を進め、開発工事着手時にはあらためて地元説明を実施させていただきます。

地域要望や保護者アンケート等を踏まえた公募条件により、こども園に関する敷地計画及び通園経路の安全対策等について、下記のとおり提案を受けています。

【こども園敷地・通園道路計画イメージ】 ※図面記載の数値等は、開発協議により変更が生じる可能性があります

○園庭面積・駐車台数の確保

- 園庭面積1,500㎡以上を確保
- 保護者送迎用駐車場を確保（20台以上の面積確保）

※園舎・駐車場等の配置計画・施設整備はこども園の移管先法人により実施されます。

○開発敷地内の道路勾配

歩道設計では、車いす使用者の通行を考慮し、勾配は5%以下が目安とされており、円滑な通行に配慮しています。

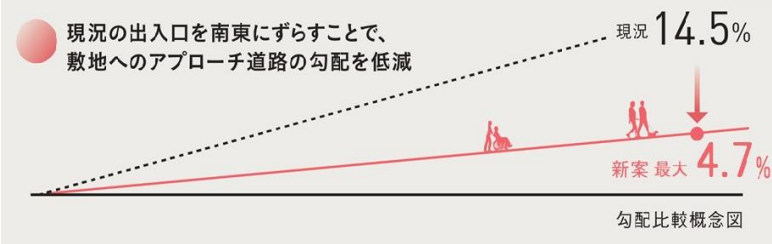
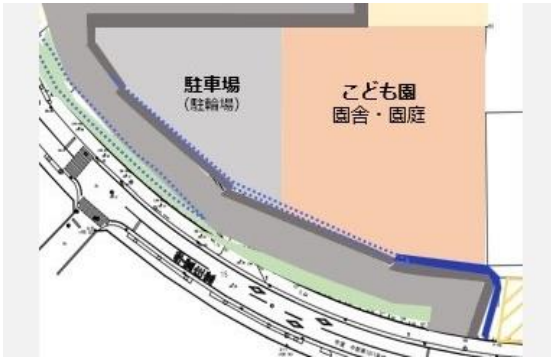
○ゆとりの幅員と歩車分離設計

車道幅6m ・歩道・フットパス3～4m

- 視認性が高く、ゆとりのある幅員とし、歩道を確保した道路設計により、歩道・車道を安全に分離する動線設計とします。

○ガードレールの設置

- こども・保護者が安全に通行できるようにガードレールを設置します。



神功こども園の 民間移管に向けた取組について

説明会：令和7年7月24日（木）

奈良市子ども未来部
子ども政策課



説明資料内容について

- 01 | 奈良市の現状とこれまでの取組状況 … 3
- 02 | 神功こども園の再編実施方針 … 4
- 03 | R7年度またはR8年度の取組(移管先法人選定) … 6

【参考】 令和10年度の取組予定
令和11年度以降の取組予定(民間移管後)
施設統合及び民間移管することにより期待される効果
移管に伴う職員配置イメージ
年齢ごとの年度別取組一覧

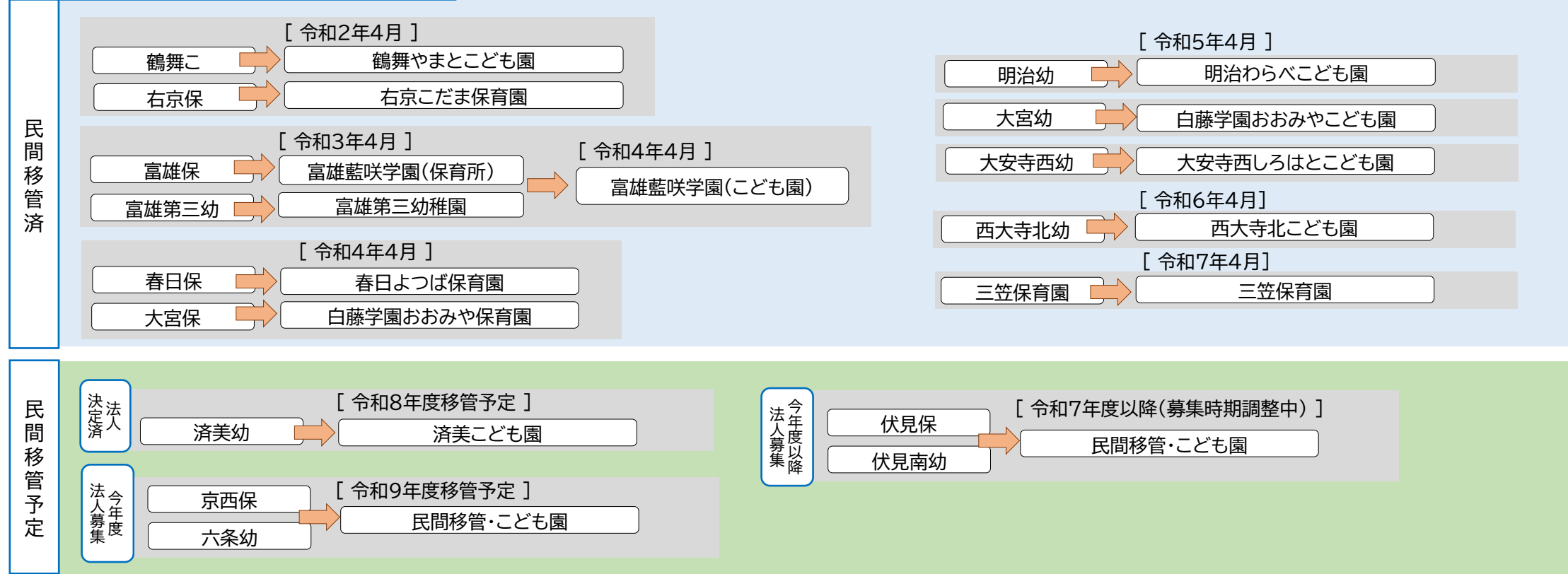
※9月以降に予定している
保護者説明会で、詳しく
ご案内いたします

1. 奈良市の現状とこれまでの取組状況

本市では、少子化の進行や共働き世帯の増加を背景として、市立幼保施設においては幼稚園では過小規模化が進む一方、保育所やこども園の保育利用部分では、待機児童を完全に解消できていない状況にあり、子どもたちが適切な集団生活の中で学び合い育ち合うことが難しい状況にあります。また、施設の老朽化も進んでおり、全ての園を市単独の財源で、建て替え等により改善することは困難な状況です。

これらの課題を解消し、限りある財源や人材を有効活用して、多様化する教育・保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、「奈良市幼保再編計画」に基づき、民間活力を最大限活用する民間移管を中心に、少子化に伴い近隣の幼保施設で教育・保育需要を満たせる場合は、閉園も含めて市立幼保施設の統合・再編の取組を進めています。

近年の幼保再編の取り組み



2. 神功こども園の再編実施方針

神功小学校跡地に、こども園移管先法人による施設整備を実施した後、
『令和11年4月』から民間移管により、私立幼保連携型認定こども園に移行します。

令和7年度～10年度

市

神功こども園
(乳・幼児棟)

令和10年度まで
分園方式による
市立園での運営を継続

民間
移管

令和11年度～

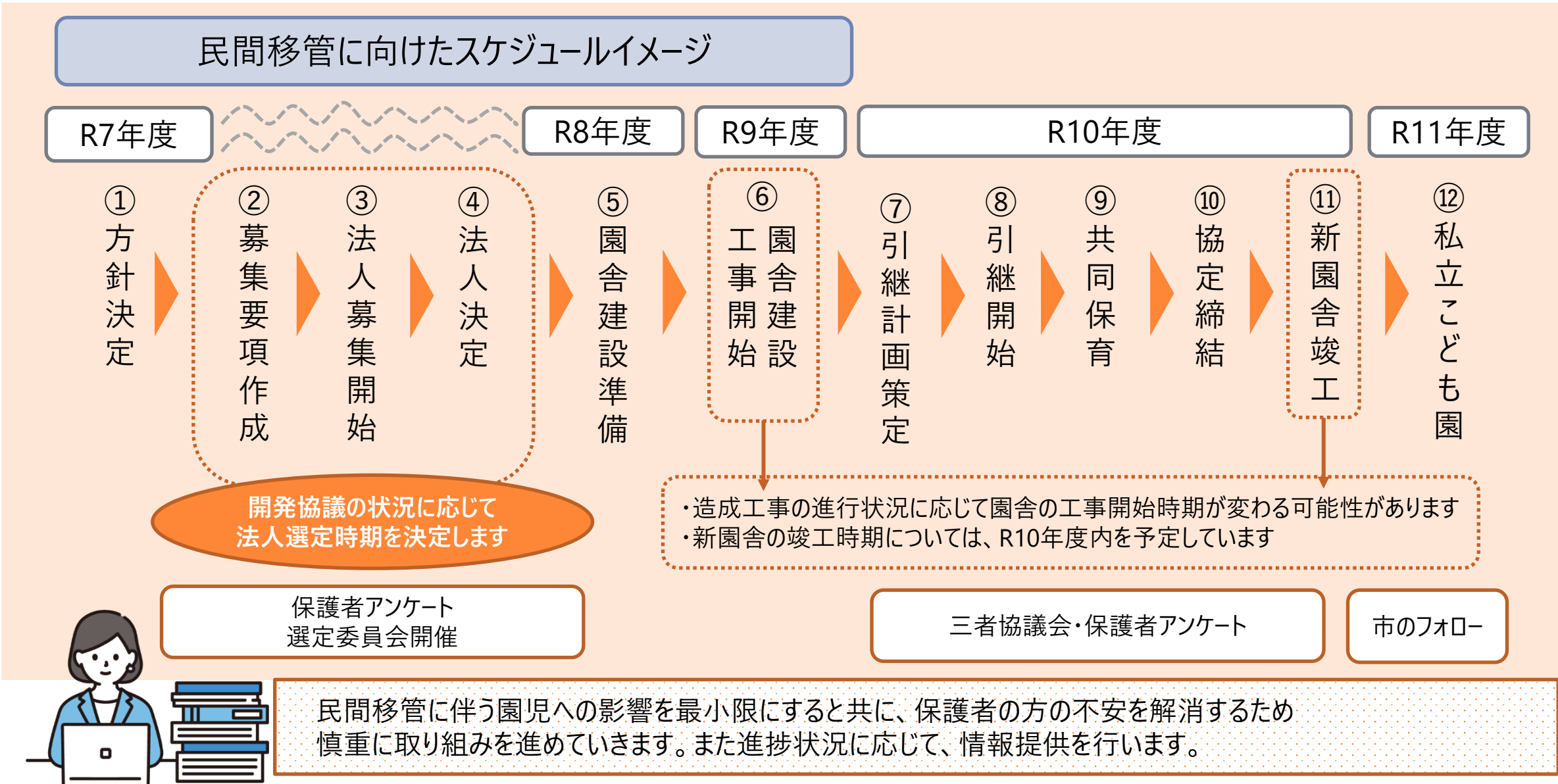
私

認定こども園
(新園舎)

令和11年4月から
施設統合（分園方式を解消）
を行い、私立園として運営



2. 神功こども園の再編実施方針

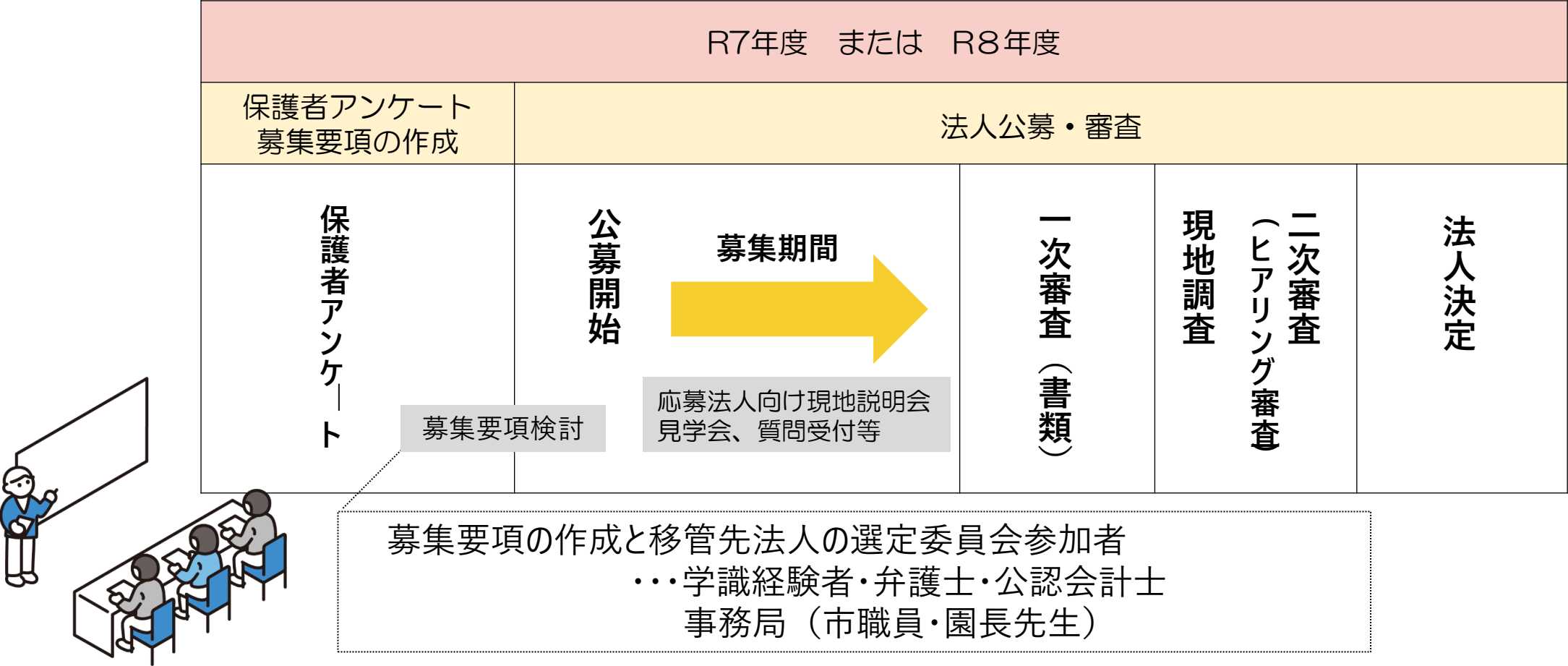


3.R7年度またはR8年度の取組（移管先法人選定）

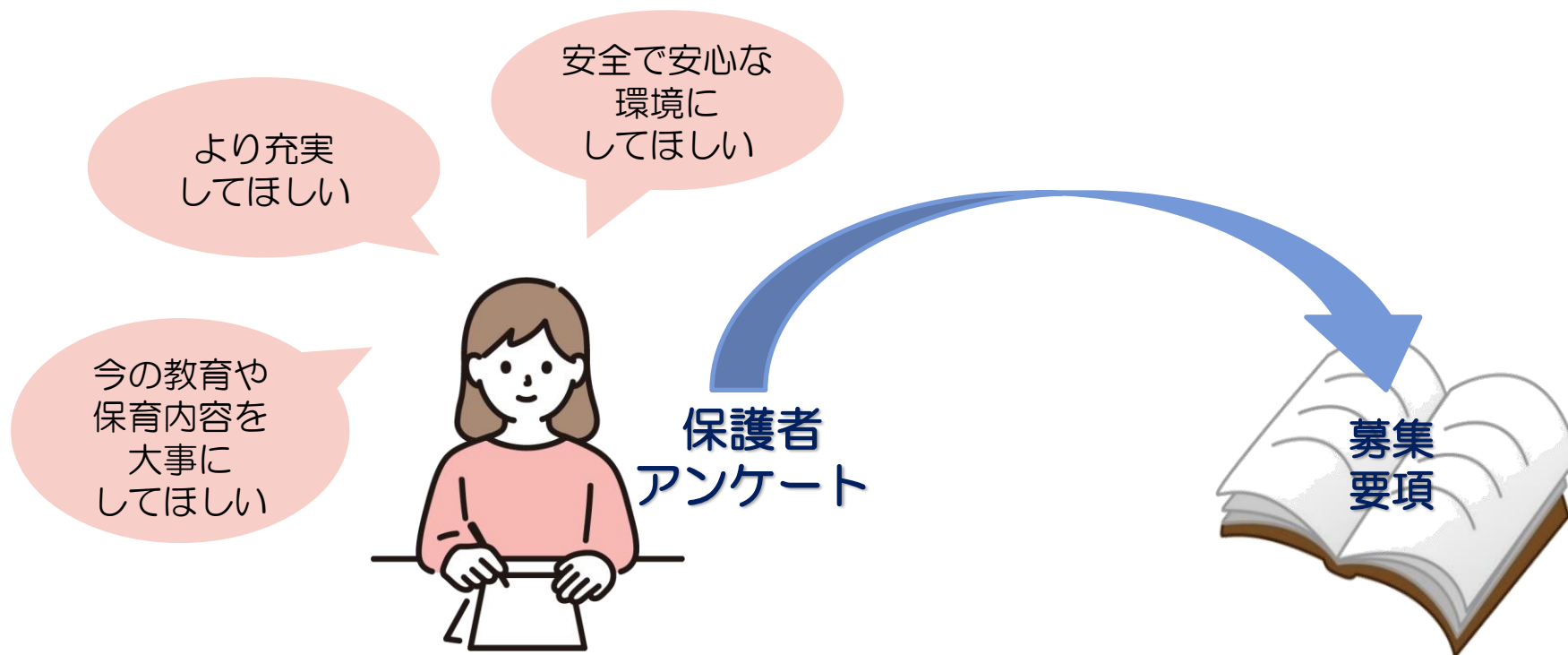
開発協議の状況により、「R7年度」または「R8年度」に移管先法人の選定を行う予定です。
移管先法人を公募で募集するにあたり、保護者の方にも募集要項作成に関するアンケートにてご協力をいただきます。

移管先法人の選定<1>事業者募集及び選定委員会開催スケジュールイメージ

※あくまで想定ですので
スケジュールは前後する可能性があります。



移管先法人の選定<2>募集要項の作成



【募集要項とは】

奈良市の基本的な考え方を基に、より優良な法人を選定し、円滑な移行を図るために必要な事項等を定めたものです。移管先法人の公募にあたっては、この募集要項に基づいて実施していくこととなります。

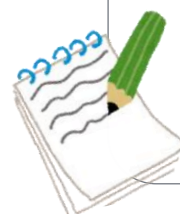
<参考>

令和6年度実施
奈良市立済美幼稚園の移管先法人の募集について



URL:<https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/212523.html>

保護者一人ひとりの想いを選定委員会及び応募法人へ伝えるために、保護者アンケートを実施し、募集要項や選定過程、移管後の運営にできる限り反映できるよう取り組みます。



保護者アンケートの結果は、原則**全て**保護者の皆さまからの声として募集要項の関係資料として提示します

移管先法人の選定<3>応募法人の選定

【応募資格について】

- ・ 社会福祉法人または学校法人で、応募時点で認可を受けた幼保施設を運営している法人
- ・ 市と締結する協定等の規定条件を遵守できる法人



【応募法人の選定方法について】

移管先法人の選定は、有識者からなる「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」を開催し、法人の経営状況や財務状況、教育保育の考え方等を選定委員に評価していただきます。審査方法は、書類審査（第一次審査）・法人ヒアリング審査（第二次審査）及び現地調査とし、総合評価により選定基準を満たす最も優良な法人を選定します。

書類審査・・・法人の基本理念や教育・保育内容だけでなく、職員配置・職員確保や人材育成の考え方等について審査します。

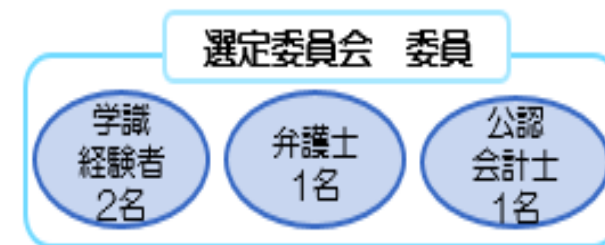
ヒアリング審査・・・理事長や園長予定者等に出席していただき、移管に向けた熱意や、職員の資質向上についての考え方や保護者の意向を踏まえた具体的な提案等について聞き取りを行い、審査します。

現地調査・・・法人が現に運営している園の保育環境や、保育士の提供体制等の施設運営状況について調査します。

【選定委員会の役割】

本委員会は奈良市附属機関（市の附属機関）として、透明性・公平性・専門性を担保するため、学識経験者などの第三者で構成されます。

市と連携して、法人募集要項の作成、応募法人の審査、それらの順位決定等を行います。



※園長先生は奈良市事務局として参加します

【参考】令和 10 年度の取組予定

移管先法人が決定し、開園に向けての準備や引継ぎを行います。



三者協議会の設置

- ・円滑な移管に向けて、保護者代表・奈良市・移管先法人で構成する三者協議会を設置し、移管後の園運営内容について協議を行います。
- ・例えば、保護者要望等により新たな費用が発生するサービスを導入する場合は、三者協議会で協議の上、保護者の合意を得ることとします。
[主な協議事項（例）] ➤ 保育サービスの拡充について ➤ 実費負担について ➤ 新たに実施したいと考える取組について 等

引継ぎ・共同保育の実施

- ・移管により市職員である保育士等から、民間法人職員である保育士等にかわることになりますが、園児への影響を考慮し、十分な引継期間を設定します。
- ・市立で培ってきた教育・保育内容のほか、行事、保健衛生、安全対策、地域との関係など施設運営全般について、1 年間かけて引継を行います。

☆移管の 3 か月前は園と移管先法人(保育士)による共同保育を実施します☆

- ・園児の発達段階に応じた教育・保育が行えるよう、園児の健康・発育などの記録を引き継ぎます。
- ・移管後も継続的な教育・保育が行えるよう、個々の園児の 1 日の様子などを把握します。



園児や保護者との信頼関係の構築のため、引継ぎや共同保育においては、きめ細やかな対応を行います。

【参考】令和 1 1 年度以降の取組予定（民間移管後）

民間移管後の市の取組みについて

●移管後の保護者アンケート等の実施

保護者対象のアンケートを実施することにより、民間移管の検証・評価を行い、後の施設運営に活かしていきます。移管後、一定期間が経過した後に第三者評価等の受審を移管先に求めています。

●市職員によるフォロー

運営主体は、奈良市から民間法人（社会福祉法人等）に移管されますが、移管後も、移管先法人と締結する協定を基に、市職員や元市立園勤務経験者が園を訪問し、協定の内容が守られているかを確認するなど、市が一定の関与を保ち、必要に応じて助言や指導を行います。

園での困りごとや保育内容について、元市立園勤務の経験を活かした助言を行います。



【参考】施設統合・民間移管することにより期待される効果

神功こども園から継続されるもの

基本的な
保育内容

支援の必要な園
児への
教育・保育

保育料

給食の提供



移管後に期待されるもの

先行して取り組む他の園の例

保育時間の延長

保育備品の刷新

I C Tによる防犯
セキュリティの向上

看護師の配置

迅速な施設
の修繕

市立園で築き上げ
た教育・保育に加え
て民間のノウハウや
資源を活用

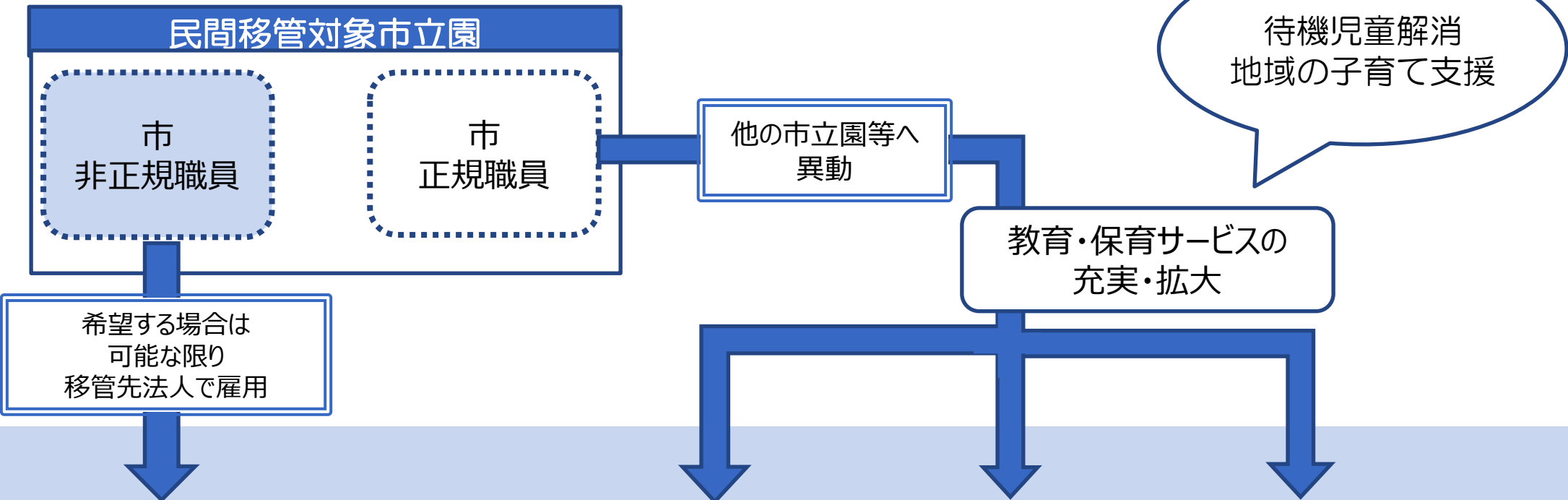
市直営では
実現が困難な
園独自の
サービスアップ



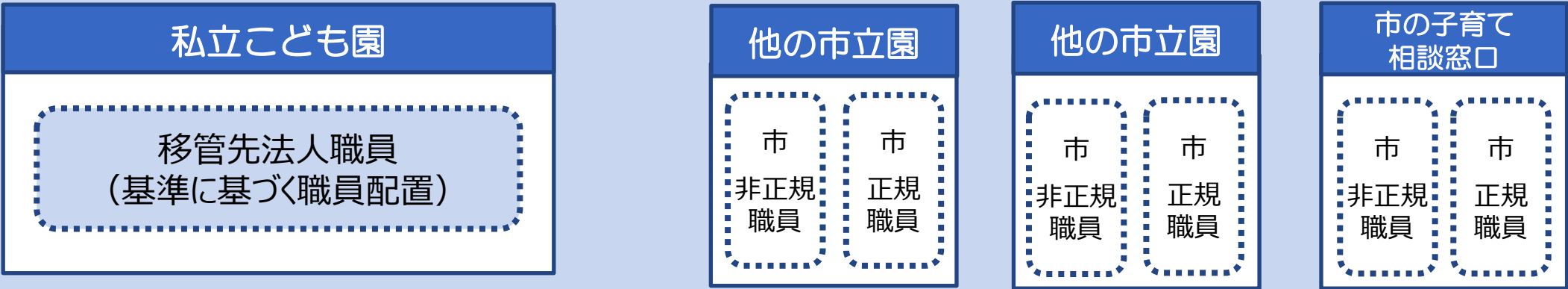
民間移管し私立こども園へ移行した後も、市立こども園として培ってきた教育・保育を基本として提供することとしています。

【参考】移管に伴う職員配置イメージ

【移管前】



【移管後】



※採用された元市職員は、原則移管後も継続して当園で勤務していただきます

【参考】年齢ごとの年度別取組一覧

市立こども園

私立こども園へ

	R 7 年度	R8年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
	● 移管先法人決定 ●			● 引継・共同保育 ●	● 民間移管 ●
0 歳児 R 6.4.2－R 7.4.1 生まれ (2024.4.2－2025.4.1)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
1 歳児 R 5.4.2－R 6.4.1 生まれ (2023.4.2－2024.4.1)	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳 ❀ 卒園
2 歳児 R 4.4.2－R 5.4.1 生まれ (2022.4.2－2023.4.1)	2歳	3歳	4歳	5歳 ❀ 卒園	
3 歳児 R 3.4.2－R 4.4.1 生まれ (2021.4.2－2022.4.1 生)	3歳	4歳	5歳 ❀ 卒園		
4 歳児 R 2.4.2－R 3.4.1 生まれ (2020.4.2－2021.4.1 生)	4歳	5歳 ❀ 卒園			
5 歳児 H 3 1.4.2－R 2.4.1 生まれ (2019.4.2－2020.4.1 生)	5歳 ❀ 卒園				





[問合せ先について]

今後の民間移管の取組について疑問に思われることや、その他、ご不明な点等あれば、随時お問合せください。

神功こども園の園運営及び本取組へのご理解とご協力をお願いいたします。

神功こども園の民間移管に関するお問い合わせ先

【担当課】奈良市子ども政策課 担当：高野・中島

【TEL】 0742-34-4792

【MAIL】 kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

神功小学校跡地活用計画に関するお問い合わせ先

【担当課】奈良市財政課

【TEL】 0742-34-4755

【MAIL】 zaisei@city.nara.lg.jp

[幼保再編に関する市ホームページ]

<https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/>

